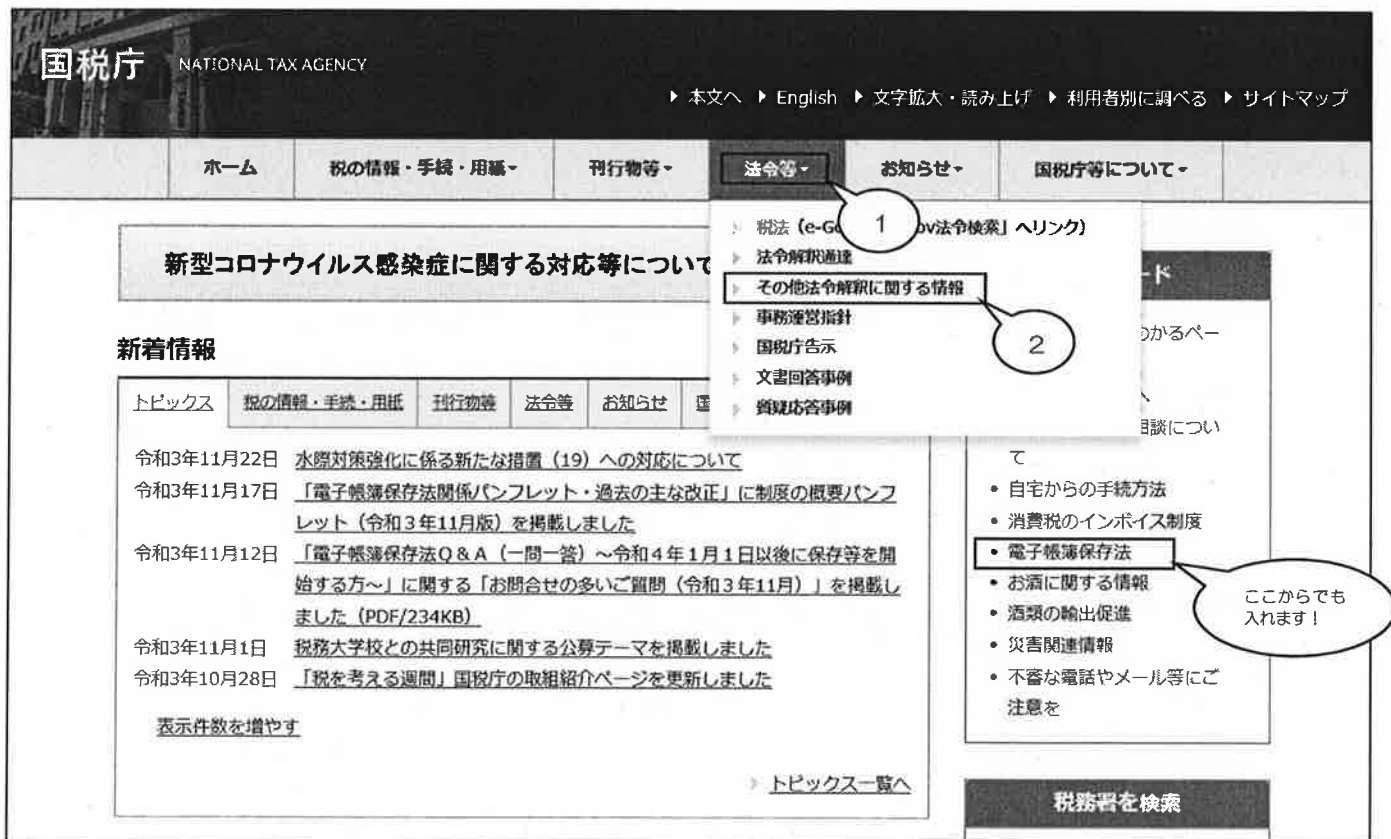


# 電子帳簿保存法が改正されました

電子帳簿保存法については、令和3年度税制改正において、電子帳簿等保存やスキャナ保存に係る手続が抜本的に簡素化されるとともに、電子取引データ保存について出力書面等の保存をもって代える措置が廃止される等の改正が行われました。

特に、電子取引データ保存については、申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務のあるすべての方にご対応いただく必要があります。

国税庁では上記改正について、本年5月には改正のポイントをまとめたパンフレット「電子帳簿保存法が改正されました」を、同7月には取扱通達（趣旨説明）及び一問一答（Q&A）をそれぞれ公表しておりますので、国税庁ホームページをご覧ください。



## 【掲載場所】

国税庁ホームページ > 法令等 > その他法令解釈に関する情報 > 電子帳簿保存法関係 > 11. 令和3年度税制改正

## 【掲載資料の一例】

- ① 一問一答(Q&A)補足資料『お問合せの多いご質問（令和3年11月）』  
〔概要〕説明会等の場においてご質問が多かった事項への回答等
- ② YouTube 動画『教えて!!令和3年度改正 電子帳簿保存法』  
〔概要〕説明会等の内容を YouTube 動画にまとめたもの
- ③ 各制度の概要パンフレット  
〔概要〕電子帳簿等保存、スキャナ保存、電子取引データ保存それぞれに関して、その要件等を2ページでまとめたもの



(リンク先)